

発注工事の中間前払金について

平成27年4月1日より、工事の中間前払金制度を導入いたします。

【中間前払金制度の概要】

1. 対象工事

- ・前払金を支払っている工事であること。ただし、部分払を行う工事は除く。
- ・工期が1/2を経過していること。
- ・出来高が1/2に達していること。
- ・工期が1/2を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ・中間前払金の支払い対象になっていること。(工事発注公表時または指名時に明記します。)

2. 中間前払金率

契約金額の「20%」以内で10万円未満は切り捨てます。ただし、中間前払金額の最高限度額は「5千万円」となります。

なお、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があるときは、中間前払金を支払わない、または支払い時期を指定する場合があります。

3. 請求方法

工事監督部署に認定請求し、認定調書の交付を受けます。保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を提出した上で中間前払金の請求をしていただきます。

公益財団法人東京都都市づくり公社
総務部経理課契約検査係